

2023年6月7日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区大名一丁目13番14号
株式会社力の源ホールディングス
代表取締役社長兼CEO 山根智之

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://www.chikaranomoto.com/ir/news/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月28日（水曜日）午後1時（受付開始：正午）
福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82
電気ビル共創館3階 カンファレンスA（大会議室）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
2. 場所 会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト (<https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>)

3. 目的事項

報告事項

1. 第38期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 以上

ご出席の株主様へのお土産はお渡ししておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示等について】

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>

- 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面において、「事業報告」の一部、「連結計算書類」、「計算書類」、「監査等委員会による監査報告」及び「会計監査人による会計監査報告」については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、記載しておりません。

これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

- 各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

- インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- 株主総会会場において、運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>)

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月27日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権の行使をお願いいたします。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提 供 書 面)

事 業 報 告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は937百万円となりました。その主な内訳は、国内店舗運営事業にかかる投資額532百万円、海外店舗運営事業にかかる投資額363百万円、商品販売事業にかかる投資額40百万円であります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度においては、有償新株予約権の行使にて1,932百万円を調達しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社力の源カンパニーと株式会社因幡うどんは、2023年3月16日を効力発生日として、株式会社力の源カンパニーを存続会社とする吸収合併を行いました。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(a) 当社の完全子会社である株式会社力の源カンパニーは、2022年4月27日を効力発生日として、持分法適用関連会社であった株式会社大河の全株式を譲渡いたしました。

(b) 当社の完全子会社である株式会社力の源カンパニーは、2022年8月31日を効力発生日として、持分法適用関連会社であった株式会社STAY DREAMの全株式を譲渡いたしました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社力の源カンパニー	100百万円	100.0%	国内における飲食店の運営及び商品販売事業の運営
株式会社渡辺製麺	85百万円	100.0%	麺類・つゆ・調味料等の製造販売並びにそば事業の運営
CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	25,000千SG\$	100.0%	海外店舗運営、海外事業戦略策定並びに海外子会社の統括・経営指導
IPPUDO USA HOLDINGS, INC.	3,800千US\$	100.0% (100.0%)	北米子会社の統括・経営指導
IPPUDO NY, LLC	3,800千US\$	100.0% (100.0%)	アメリカにおける飲食店運営
IPPUDO CA, LLC.	8,000千US\$	100.0% (100.0%)	アメリカにおける飲食店運営
IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.	1,500千SG\$	100.0% (100.0%)	シンガポールにおける飲食店運営及び麺類・スープ等の製造及び販売
IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD	4,800千AU\$	100.0% (100.0%)	オーストラリアにおける飲食店運営
IPPUDO LONDON CO. LIMITED	4,900千£	100.0% (100.0%)	イギリスにおける飲食店運営
IPPUDO PARIS	3,700千€	100.0% (100.0%)	フランスにおける飲食店運営
PT IPPUDO CATERING INDONESIA	32,780百万Rp	100.0% (100.0%)	インドネシアにおける飲食店運営
台湾一風堂股份有限公司	75,000千NT\$	100.0% (100.0%)	台湾における飲食店運営

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社12社を含め、13社であります。
2. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。
3. 株式会社因幡うどんにつきましては、2023年3月16日付で株式会社力の源カンパニーと合併したため、重要な子会社から除外しております。

2. 会社の現況

会社役員の状態

① 取締役の状態（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	河原成美	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director
取締役	中尾 徹	株式会社力の源カンパニー代表取締役社長
取締役	山根智之	株式会社力の源カンパニー取締役 株式会社渡辺製麺取締役 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director IPPUDO CA, LLC. Secretary IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director IPPUDO NY, LLC Secretary 台湾一風堂股份有限公司 董事
取締役 （監査等委員・常勤）	齋藤晃宏	株式会社力の源カンパニー監査役 株式会社渡辺製麺監査役 台湾一風堂股份有限公司 監察人 PT IPPUDO CATERING INDONESIA Komisaris
取締役 （監査等委員）	辻 哲哉	Field-R法律事務所弁護士 株式会社出前館社外監査役
取締役 （監査等委員）	田鍋晋二	株式会社田鍋会計事務所代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）辻哲哉及び田鍋晋二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）辻哲哉氏は、弁護士の資格を有しており、法律全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、齋藤晃宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）辻哲哉及び田鍋晋二の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 代表取締役社長河原成美氏は、2023年4月1日付で当社の代表取締役会長兼Founderに就任しております。
7. 取締役山根智之氏は、2023年4月1日付で当社の代表取締役社長兼CEOに就任しております。また、同日付で株式会社力の源カンパニーの代表取締役社長に就任しております。

8. 取締役中尾徹氏は、2023年4月1日付で当社の専務取締役Senior Managing Directorに就任しております。また、同日付で株式会社力の源カンパニーの代表取締役社長を辞任し、取締役に就任しております。
9. 取締役（監査等委員・常勤）齋藤晃宏氏は、2022年7月16日付で株式会社力の源カンパニーの監査役に就任しております。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を補填することとしております。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しているほか、当該保険契約は2024年3月に更新を予定しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 (一名)	90,500千円 (一千万円)	90,500千円 (一千万円)	—	—
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	12,800千円 (4,800千円)	12,800千円 (4,800千円)	—	—
合 計 (うち社外役員)	6名 (2名)	103,300千円 (4,800千円)	103,300千円 (4,800千円)	—	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第32回定時株主総会において、年額330百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、3名（うち社外取締役一名）となります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月26日開催の第32回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名となります。

3. 当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を決議し、2023年5月19日開催の取締役会においてこれを改定しております。なお、2023年5月19日の取締役会決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬委員会から答申を受けております。取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、月額固定報酬及び賞与から構成されるものとします。取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、担当する職務、責任、業績、貢献度、並びに、業界動向及び経済環境等のマーケット水準等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としており、賞与は、年1回3月に、上記考慮事項に加えて特に優れた成果が達成された場合にのみ支給するものとします。当社は取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性・公正性を確保するため、当社の取締役1名と社外取締役2名（監査等委員を含む）で構成される指名・報酬委員会を設置しています。取締役会は、指名・報酬委員会に取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等につき諮問を行い、取締役会から取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額の決定につき一任を受けた代表取締役河原成美氏が、上記基本方針及び指名・報酬委員会の答申を考慮し、決定しております。一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。代表取締役は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された基本方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

③ 社外役員に関する事項

社外役員が当社の子会社から当連結会計年度に役員として受けた報酬等該当事項はありません。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたっては、公正・透明性を確保するため、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問を経ております。

なお、本議案に関し、監査等委員会から特段の意見は出ておりません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
1	かわはら しげみ 河原 成美 (1952年12月18日生)	1979年11月 「アフター・ザ・レイン」開業 1985年10月 「一風堂」創業 1986年10月 有限会社力の源カンパニー設立 1994年12月 株式会社力の源カンパニー (現当社) 代表取締役 2009年 4 月 株式会社渡辺製麺代表取締役 2013年11月 CHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. Managing Director IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director 2014年 1 月 当社代表取締役会長兼CEO 2016年 4 月 株式会社渡辺製麺代表取締役会長 2016年 8 月 株式会社渡辺製麺代表取締役会長 兼社長 2018年 4 月 株式会社力の源カンパニー取締役 CHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. Director 2018年 6 月 当社代表取締役会長兼社長 CHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. Managing Director (現任) 2019年 1 月 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 2019年 4 月 株式会社力の源カンパニー取締役 2019年 6 月 当社代表取締役社長 2023年 4 月 当社代表取締役会長兼Founder (現任)	5,471,934株 (61,934株)
		(重要な兼職の状況) CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Managing Director	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	やまね ともゆき 山根 智之 (1977年12月20日生)	<p>2010年5月 HEC Paris 経営大学院卒業 (MBA取得)</p> <p>2010年5月 株式会社力の源カンパニー (現当社) 入社</p> <p>2011年3月 株式会社力の源カンパニー (現当社) 海外事業グループ マネージャー</p> <p>2012年11月 株式会社力の源カンパニー (現当社) 執行役員</p> <p>2014年1月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director</p> <p>2016年4月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. 直営事業本部 FRA事業 部 事業部長</p> <p>2018年4月 当社経営戦略本部 本部長</p> <p>2020年4月 株式会社力の源カンパニー取締役 株式会社渡辺製麺取締役 (現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役CSO</p> <p>2021年7月 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director (現任)</p> <p>2022年4月 IPPUDO CA, LLC. Secretary (現任)</p> <p>2022年8月 IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director (現任) IPPUDO NY, LLC Secretary (現 任)</p> <p>2023年1月 台湾一風堂股份有限公司 董事 (現任)</p> <p>2023年4月 当社代表取締役社長兼CEO (現任) 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 (現任)</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社力の源カンパニー代表取締役社長 株式会社渡辺製麺取締役 CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD. Director IPPUDO CA, LLC. Secretary IPPUDO USA HOLDINGS, INC. Director IPPUDO NY, LLC Secretary 台湾一風堂股份有限公司 董事</p>	24,752株 (1,406株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	なかお とおる 中尾 徹 (1960年9月30日生)	1994年7月 株式会社エス・ジー・カンパニー 入社 2000年9月 有限会社エス・ジー・シューズ・ カンパニー代表取締役 2001年6月 株式会社エー・ビー・シー・マー ト西日本 (現株式会社エー・ビ ー・シー・マート)専務取締役 2003年5月 株式会社エー・ビー・シー・マー ト取締役 2005年4月 同社取締役営業部長 2007年3月 同社常務取締役営業部長 2009年4月 同社専務取締役営業部長店舗開発 担当 2015年9月 同社専務取締役営業担当 2016年6月 株式会社エス・ジー・カンパニー 取締役 2019年1月 株式会社力の源カンパニー取締役 2019年4月 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社長 2019年6月 当社取締役 2023年4月 当社専務取締役Senior Managing Director (現任) 2023年4月 株式会社力の源カンパニー取締役 (現任)	119株 (119株)
		(重要な兼職の状況) 株式会社力の源カンパニー取締役	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 「所有する当社の株式数」の欄の()内の株式数については、役員持株会又は従業員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
4. 河原成美氏は、同氏の配偶者である河原恵美氏保有分及び同氏の資産管理会社であるE&RS' FORCE CREATION PTE. LTD. 保有分と合わせ、43.6%の議決権を保有しております。

5. 各取締役候補者の選任理由

- (1)河原成美氏は、1985年に「一風堂」を創業し、今日の当社グループの礎を築きあげるとともに、38年間にわたり当社グループの経営を指揮して「一風堂」ブランドを中心とした事業展開を推進し、当社グループの成長に貢献してまいりました。

外食事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (2)山根智之氏は、2010年5月に当社へ入社して以来、国内及び海外における事業部門、経営戦略部門等の要職を歴任し、当社グループの成長戦略の立案及び実行に多大なる成果をあげております。

同氏は、事業開発及び運営並びに経営管理等の豊富な経験に加え、海外事業の責任者としてのグローバルな視点と多様な言語能力を有しているため、当社グループの更なる成長・発展に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (3)中尾徹氏は、上場企業において営業及び店舗開発の責任者並びに取締役を務めるなど、営業・店舗開発・上場企業における企業経営に関する豊富な経験と広い見識を有しております。

同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。各候補者は既に当該保険契約の被保険者であり、各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しているほか、当該保険契約は2024年3月に更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さいとう あきひろ 齋藤 晃宏 (1959年5月30日生)	1982年4月 ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 1999年4月 上海索広映像有限公司 (SSV) 取締役管理部長 2011年3月 ソニー・マーケティング・オブ・ ジャパン株式会社 経理部統括部長 2011年6月 ソニー・ラテンアメリカ・インク 上級副社長兼リージョナルCFO 2016年4月 株式会社力の源カンパニー入社 CHIKARANOMOTO GLOBALHOLDINGS PTE. LTD. 出向 同社経営統括本部副本部長 2017年7月 同社執行役員 2018年10月 I&P RUNWAY, LLC, Director 台湾一風堂股份有限公司 監察人 (現任) 2019年1月 PT IPPUDO CATERING INDONESIA Komisaris (現任) 2021年2月 当社内部監査室長 2021年4月 株式会社渡辺製麺 監査役 (現任) 2021年6月 当社取締役[監査等委員] (現任) 2021年11月 株式会社くしふるの大地 監査役 (現任) 2022年7月 株式会社力の源カンパニー 監査役 (現任)	-株 (-株)
		(重要な兼職の状況) 株式会社力の源カンパニー 監査役 株式会社渡辺製麺 監査役 台湾一風堂股份有限公司 監察人 PT IPPUDO CATERING INDONESIA Komisaris	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	つじ てつや 辻 哲哉 (1970年10月20日生)	<p>1997年4月 第二東京弁護士会弁護士登録 2003年8月 Fiekd-R法律事務所 入所 (現任) 2007年6月 株式会社ゴンゾ 監査役 2009年11月 夢の街創造委員会株式会社 (現 株式会社出前館) 社外監査役 (現任) 2014年1月 当社社外取締役 2017年5月 株式会社プラスディー 社外監査役 2017年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)</p> <p>.....</p> <p>(重要な兼職の状況) Fiekd-R法律事務所弁護士 株式会社出前館 社外監査役</p>	-株 (-株)
3	たなべ しんじ 田鍋 晋二 (1965年7月3日生)	<p>1990年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年8月 公認会計士登録 1996年7月 本郷公認会計士事務所 (現 辻・本郷税理士法人) 入所 1999年9月 田鍋公認会計士事務所開業 2009年1月 株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 (現任) 2010年12月 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役 (現任) 2014年1月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)</p> <p>.....</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役</p>	3,811株 (3,811株)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 「所有する当社の株式の数」の欄の（ ）内の株式数については、役員持株会として保有する株式を内数にて表示しております。
4. 辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 当社は、辻哲哉氏及び田鍋晋二氏との間で、会社法第423条第1項各号に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
7. 辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、当社が定める「独立性判断基準」に該当する事由はなく、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して、独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
8. 各取締役（監査等委員）の選任理由
- (1) 齋藤晃宏氏は2016年4月に入社後、当社及び国内・海外子会社において、経営管理部門の統括や業務執行の監督、監査役等の役職を歴任し、2021年6月からは当社監査等委員である取締役に就任いたしました。同氏の事業部門及び管理部門全般に精通した豊富な知見や優れた語学力を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者といたしました。
- (2) 辻哲哉氏は、弁護士としての高い見識を有しており、同氏の上場企業における監査役としての経験は、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの強化に引き続き貢献いただけるものと期待しております。同氏の豊富な経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 田鍋晋二氏は、公認会計士としての高い見識を有しており、今後も、経営の透明性と健全性の維持向上の観点から提言いただくことにより、コーポレート・ガバ

ナンス強化に貢献いただけるものと判断しております。同氏の豊富な経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。各候補者は既に当該保険契約の被保険者であり、各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しているほか、当該保険契約は2024年3月に更新を予定しております。

ご参考：スキルマトリックス

本議案が承認された場合の取締役が特に有する知見・経験は下表のとおりです。

		河原 成美	山根 智之	中尾 徹	齋藤 晃宏	辻 哲哉	田鍋 晋二
属性	監査等委員				○	○	○
	独立性（社外）					○	○
知見 ・ 経験	企業経営	○	○	○	○		
	事業戦略	○	○	○			
	国内事業	○	○	○			
	海外事業	○	○		○		
	商品開発・製造	○					
	財務会計		○		○		○
	IT・DX		○				
	法務・ コンプライアンス				○	○	
ESG	○	○		○			

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年6月29日開催の第37回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された渡邊英城氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
まつだ ひろし 松田 洋志 (1979年5月28日)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 シティユーワ法律事務所入所 2018年1月 シティユーワ法律事務所パートナー (現任) 2021年10月 株式会社ギア 社外監査役 (現任) ----- (重要な兼職の状況) シティユーワ法律事務所 パートナー 株式会社ギア 社外監査役	-株

- (注) 1. 当社は、松田洋志氏の所属するシティユーワ法律事務所との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、その顧問料の額は僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 松田洋志氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松田洋志氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 松田洋志氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役就任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しているほか、当該保険契約は2024年3月に更新を予定しております。

以 上

第4号議案 当社の取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除きます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本制度の導入は、当社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、当社の取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。かかる目的に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針とも合致しており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2017年6月26日開催の第32回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の額（年額330百万円以内。うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、当社の取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、当社の取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、当社の取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、当社の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の取締役の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除きます。）とします。

(3) 本制度の対象期間

2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2023年8月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく当社の取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、67百万円に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（当初対象期間である3事業年度については201百万円）を上限とする金員を拠出いたします（注）。なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上述の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、上述の金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において当社の取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社の取締役に対する給付未了のものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上述の金額の範囲内とします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 当社の取締役が付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、当社の取締役に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、44,667ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数（当初対象期間である3事業年度については134,001ポイント）を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントを上限とします。

なお、付与されたポイントは、当社の取締役に対する当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。

ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び（6）の当社の取締役が付与する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会后に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましても、本信託設定後遅滞なく、134,001株を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株数を上限とします。

(8) 当社の取締役に対する当社株式等の給付

原則として、当社の取締役が退任等し、受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

また、当社の取締役が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により当社の取締役に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

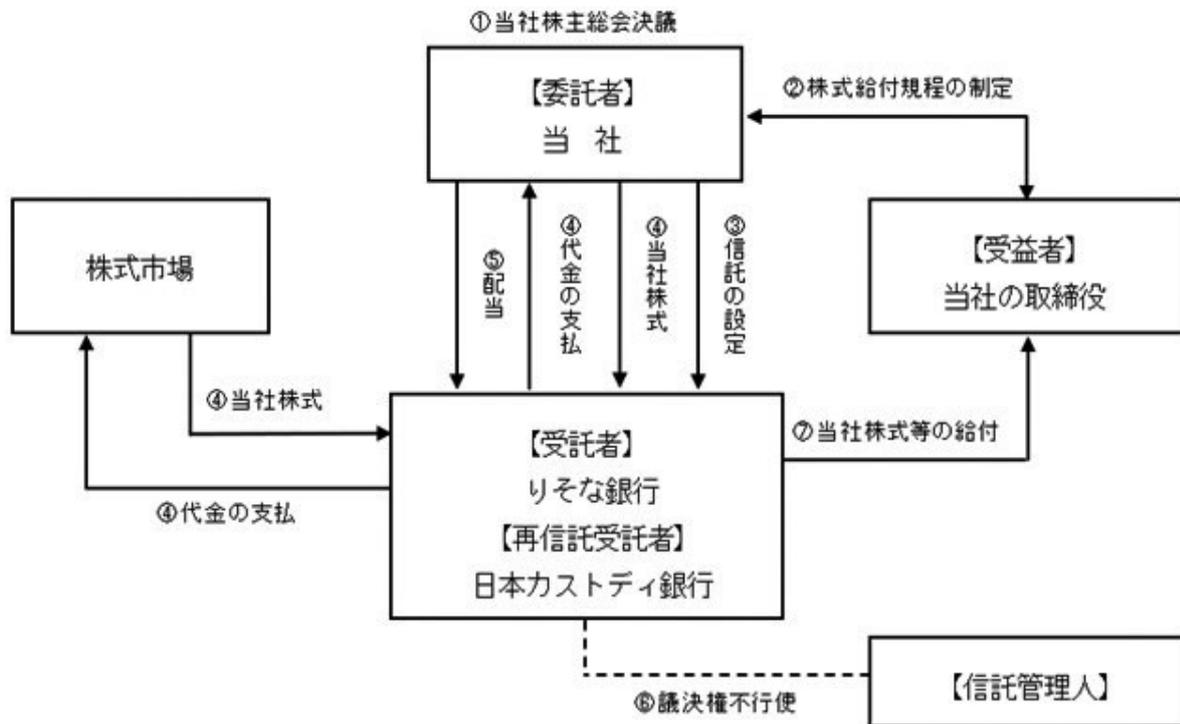
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する当社の取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、当社の取締役と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考>本制度の仕組み

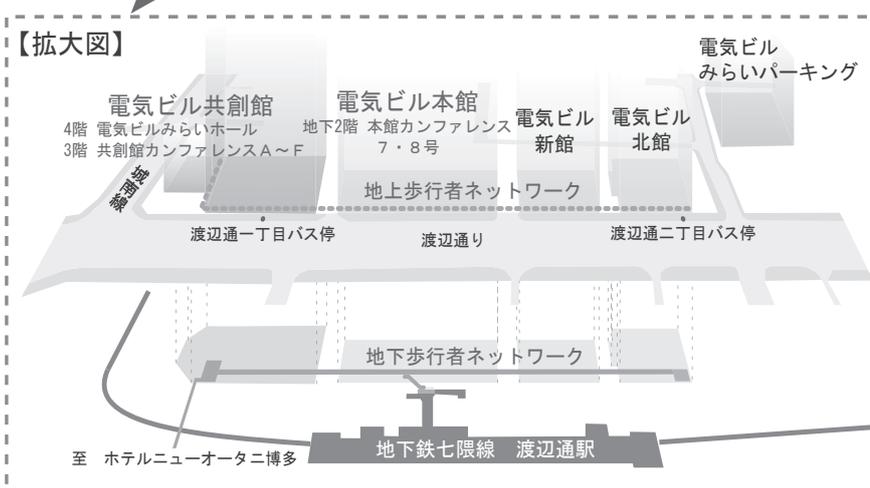
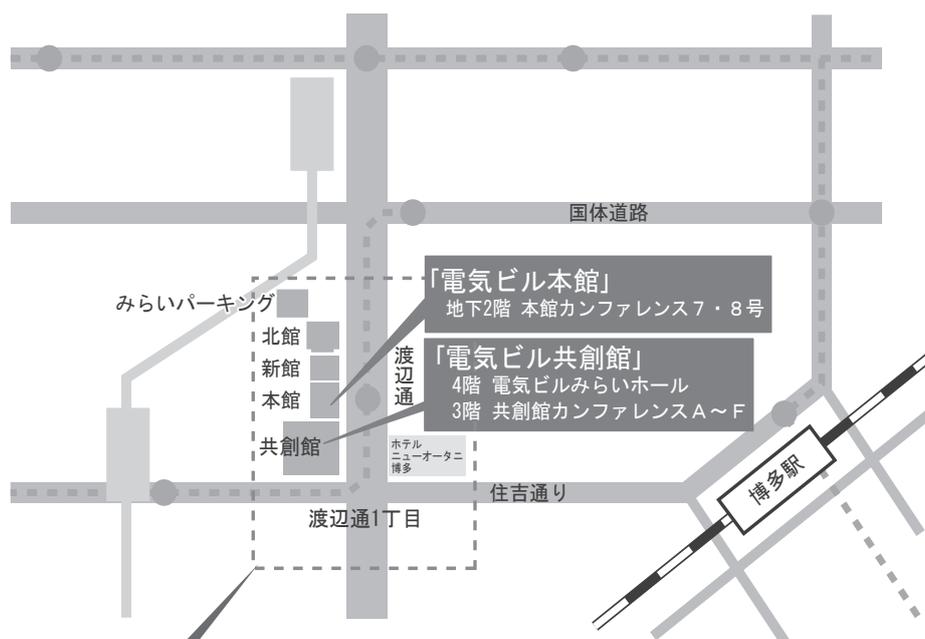


- ①当社は、本総会において、本制度の導入に係る当社の取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦当社の取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じてポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 電気ビル共創館3階
カンファレンスA（大会議室）
住所： 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82
連絡先： 0120-222-084



交通 西鉄薬院駅 博多口より 徒歩10分
七隈線 渡辺通駅 （電気ビル本館B2Fへ直結）

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。